「ラーメン県そば王国やまがた」ロゴマーク募集要項

1 目的

山形県のラーメンとそばは、その美味しさのみならず、地域毎に特色のあるラーメンやそばが味わえる多様性や、来客のあった際に出前のラーメンでおもてなしする習慣がある等、本県を代表する食文化であり、観光の視点からも重要な地域資源です。

そこで山形県では、本県のラーメン・そばの魅力を強力に発信していくため、「ラーメン県そば王国」の名称で商標登録を行ったところです。

こうしたことから、「ラーメン県そば王国やまがた」の浸透とより一層の機運醸成を図るため、ロゴマークを募集します。

2 ロゴマークの基準・条件

- ・山形県のラーメン・そばを「食べたくなり」、「親しみやすく」、「覚えやすい」もの。
- ・海外の方々にも「山形県のラーメン・そば」であると伝わりやすいもの。
- 「ラーメン県そば王国やまがた」の文字が含まれるもの。
- ・ポスター、パンフレット、ホームページなどの広範囲に利用可能なもの。
- ・白黒印刷した際にも、視認しやすいもの。
- ・デジタルデータのみ(手書きをスキャンや写真に撮ったものは不可)とし、 JPG 形式または PNG 形式のもの。
- ・電子データで 5 MB 以下、解像度 350dpi 程度のもの。
- ・縮小した際(正方形の際は一辺 15mm 程度。長方形の際は短辺 15mm 程度。) にも 識別できるもの(形は問いません)。
- ・自作の未発表作品で、著作権、意匠権、商標権、肖像権その他第三者の権利を 侵害しないもの。
- ・画像生成AIを一切使用していないもの。

3 応募

(1) 応募方法

応募は「やまがたe申請」によるものとします。

https://apply.e-tumo.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12734

【必要事項】

- ・ ロゴマーク (カラー)
- ・ ロゴマークコンセプトの説明(意味や考えた理由等)
- ・ 氏名(法人名)、ペンネーム、電話番号、住所、メールアドレス

(2) 応募資格

どなたでも応募できます(ただし、以下のイ~ホのいずれかに該当する場合を除きます)。

- ※応募数の制限はありません。
- ※複数名により構成されるグループとして提出する場合は、代表者を明らか にしてください。
- ※未成年の方が応募する場合は、保護者の方の同意が必要になります。

- イ 役員等(応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められるとき。
- ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が 経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者 に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと 認められるとき。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を 供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は 関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(3)募集期間

令和6年8月28日(水)10:00~令和6年9月27日(金)23:59

5 選者方法

選考委員会において受賞作品を決定します。

- 最優秀賞 1点(副賞 「やまがた女将会」加盟の温泉施設 宿泊補助券 50,000 円相当)
- ・優秀賞 2点(副賞「やまがた女将会」加盟の温泉施設 宿泊補助券 10,000 円相当) 「やまがた女将会」加盟の温泉施設については、以下からご確認ください。

https://kyokai.yamagatabussan.com/okamikai-list/

6 選考結果の発表

選考結果は、令和6年12月頃に受賞者に通知するとともに、採用作品と受賞者の氏名(希望者はペンネーム)、都道府県名(山形県の場合は市町村名まで)を県ホームページ、県観光サイト「やまがたへの旅」及び各SNS等で公表します。

7 個人情報の取扱い

応募に伴う個人情報は、本募集に係る事務、受賞者への通知、受賞作品の公表以外の目的には一切使用しません。

8 著作権など

- ・採用したロゴマークに関する著作権その他の一切の権利は、山形県に帰属します。
- ・著作権その他の一切の権利に関わる問題が生じた場合は、全て応募者の責任において解決するものとします。

9 注意事項

- ・応募作品の審査及び選考、受賞作品の決定に関する問い合わせは、一切対応いた しません
- ・山形県が受賞作品を公表するまでは、応募作品を他者に公開しないでください。
- ・応募の際、必要事項が入力されていない場合は、無効となることがあります。
- ・採用したロゴマークは、県において必要に応じて補正を行うことがあります。
- ・応募にかかる費用は、応募者の負担とします。
- ・使用したロゴマークは、県及び県内市町村、飲食店等において、県内のラーメン・そばのPRのために広く使用される予定です。
- ・募集要項に反していることが認められた場合、受賞後であっても受賞を取り消す ことがあります。この場合、受賞者が受けた損害等に対して、県は一切責任を負 いません。
- ・応募に伴い、応募者間又は応募者と第三者間に諸問題が生じた場合、県は一切責任を負いません。
- ・未成年者が応募する場合は、副賞の収受や著作権等の山形県への無償譲渡を含め、親権者等法定代理人の同意を得た上で応募してください。

10 問合せ先

・山形県観光文化スポーツ部観光交流拡大課 観光プロモーション担当 〒990-8570 山形県山形市松波 2-8-1 電話 (023) 630-3246